



環境省

Jクレジット制度の概要と最新の動向

2024年2月7日

環境省大臣官房

環境経済課市場メカニズム室



- Jクレジット制度概要

- Jクレジット制度を巡る最近の動向

カーボン・クレジットとは？

- カーボンクレジットにはベースラインクレジットとキャップ&トレードの2種類が存在する。J-クレジットを始め多くのクレジットはベースラインクレジットになるが、キャップ&トレードで取引される余剰排出枠もクレジットとみなされ、市場で取引がされている。

■ ベースラインクレジット

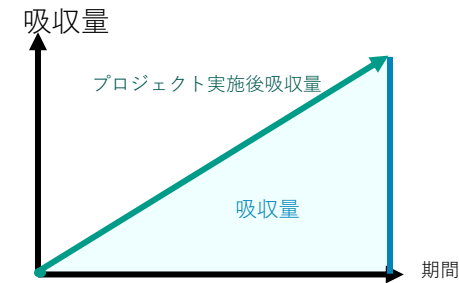
ベースライン排出量（対策を実施しなかった場合に想定される温室効果ガス排出量）とプロジェクト実施後排出量との差である排出削減量を「クレジット」として認証するもの。

削減系プロジェクト(省エネ、再エネ等)



プロジェクトの実施により、ベースラインよりも排出を削減した分をクレジットとして認証

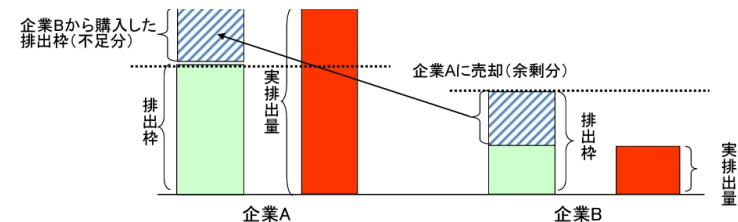
吸収系プロジェクト(森林等)



プロジェクトの実施以降のCO2吸収・固定量をクレジットとして認証

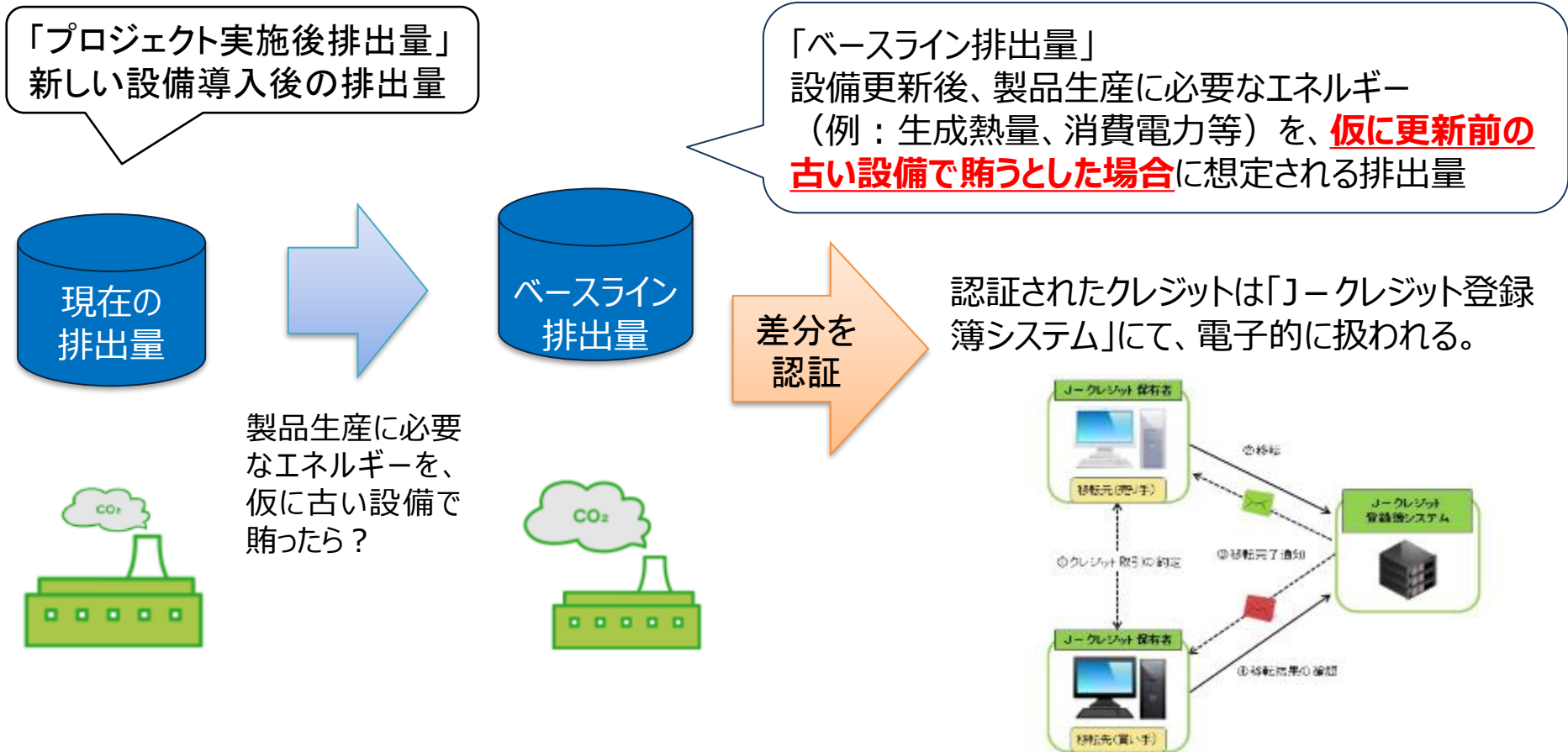
■ キャップ&トレード

規制する側が温室効果ガスの総排出量を定めて個々の排出者に排出枠として配分し、排出枠を下回った量を余剰枠（アロワンス）として、排出間で取引するもの。



J-クレジット制度の考え方

- 「プロジェクト実施後排出量」と「ベースライン排出量」の差分である排出削減量を、国が「J-クレジット」として認証する。
- 「ベースライン排出量」とは、仮にプロジェクトを実施しなかった場合に想定されるCO2排出量を指す。※プロジェクト実施前に計測した排出量とは異なる。



J-クレジット制度について

J-クレジット制度とは

省エネ・再エネ設備の導入や森林管理等による温室効果ガスの排出削減・吸収量をクレジットとして認証する制度。

クレジット化の対象

<省エネ設備の導入>



照明設備、空調設備、ユーージェネレーション、ボイラーの導入

<再エネの導入>

(例) 太陽光発電設備の導入



バイオマス燃料 (固形・液体)
による化石燃料の代替

<適切な森林管理>



森林経営計画に
基づいた間伐・植林等

J-クレジット制度参加者のメリット

プロジェクト実施者 (クレジット創出者)

- 省エネルギー対策の実施によるランニングコストの低減効果
- クレジット売却益
- 地球温暖化対策への積極的な取組みに対するPR効果
- J-クレジット制度に関わる企業や自治体との関係強化

※クレジット創出者は、創出されたJ-クレジットを他者に売却・譲渡した場合、CO2削減価値を言及できなくなる。(クレジット活用者とのCO2削減価値の二重主張を回避するため)

クレジット活用者

- <国内の法制度への報告>
- 地球温暖化対策の推進に関する法律(温対法)の温室効果ガス排出量の報告等
- <企業の自主的な取組>
- カーボン・オフセット(企業の事業活動に組み込んだ取組)、CSR活動(企業の社会的責任として、環境・社会問題に対する取組)等
- <投資家への情報開示等>
- CDP質問書、RE100(再エネ電力由来のクレジットに限る)等

J-クレジット制度の組織について

制度管理者

- ・環境省、経済産業省、農林水産省で共同で制度を管理
- ・実務の多くは、J-クレジット制度事務局を委託事業にて設置して実施

設置

意見

運営委員会

有識者から構成される委員会で、国際的な議論（IPCCインベントリガイドライン等）の動向も踏まえながら、方法論をはじめとする制度の基本的な事項について審議・決定

設置

認証委員会

有識者から構成される委員会で、プロジェクトの登録及びクレジットの発行を認証

登録

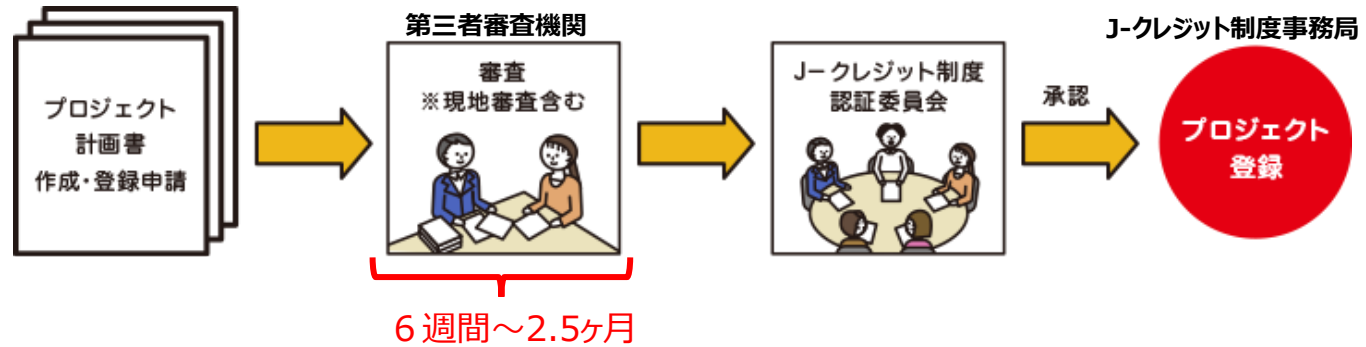
第三者審査機関

- ① プロジェクト登録に関する妥当性確認業務の実施
- ② 排出削減・吸収量の認証に関する検証業務の実施

J-クレジット制度への登録、認証の大まかな流れ

STEP1 プロジェクトを計画し、プロジェクト登録の審査を受ける

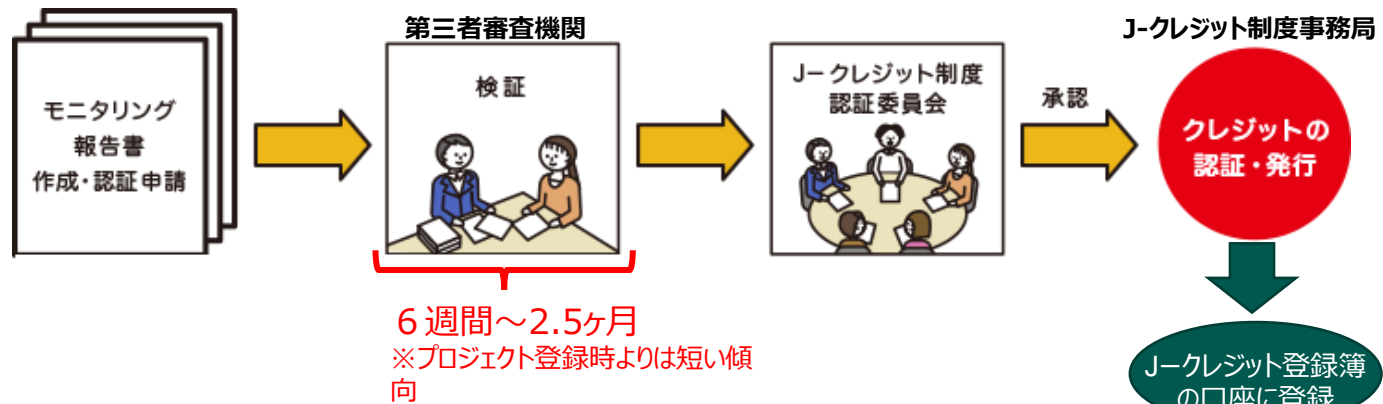
約3～6カ月程度



STEP2 プロジェクト実施を通して温室効果ガスを削減・吸収（同時にモニタリングを実施）

STEP3 モニタリング結果を報告し、クレジット認証の審査を受ける

約2～4カ月弱程度



J-クレジットで対象としている削減・吸収活動

- 本制度の対象となるプロジェクトは、**日本国温室効果ガス排出量インベントリにおいて直接又は間接的に排出削減効果が得られるプロジェクト**であり、海外におけるプロジェクトは対象外。
- 追加性や持続性といったクレジットの基本要件を満たしている場合、基本的にプロジェクト実施者の提案に基づき、J-クレジット制度運営委員会での審議を経て随時追加等の見直しを行っている。

分類	方法論名称	分類	方法論名称
省エネルギー等	ボイラーの導入	再生可能エネルギー	バイオマス固形燃料(木質バイオマス)による化石燃料又は系統電力の代替
	ヒートポンプの導入		太陽光発電設備の導入
	空調設備の導入		再生可能エネルギー熱を利用する熱源設備の導入
	ポンプ・ファン類への間欠運転制御、インバーター制御又は台数制御の導入		バイオ液体燃料(BDF・バイオエタノール・バイオオイル)による化石燃料又は系統電力の代替
	照明設備の導入		バイオマス固形燃料(廃棄物由来バイオマス)による化石燃料又は系統電力の代替
	コージェネレーションの導入		水力発電設備の導入
	変圧器の更新		バイオガス(嫌気性発酵によるメタンガス)による化石燃料又は系統電力の代替
	外部の効率のよい熱源設備を有する事業者からの熱供給への切替え		風力発電設備の導入
	未利用廃熱の発電利用		再生可能エネルギー熱を利用する発電設備の導入
	未利用廃熱の熱源利用		再生可能エネルギー由来水素・アンモニア燃料による化石燃料等又は系統電力の代替
	電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車の導入	水素燃料電池車の導入(再生可能エネルギー由来水素利用)	
	ITを活用したプロパンガスの配送効率化	工業プロセス	マグネシウム溶解鋳造用カバーガスの変更
	ITを活用した検針活動の削減		麻酔用N2Oガス回収・分解システムの導入
	自動販売機の導入		液晶TFTアレイ工程におけるSF6からCOF2への使用ガス代替
	冷凍・冷蔵設備の導入		温室効果ガス不使用絶縁閉鎖装置等の導入
	ロールアイロナーの更新		機器のメンテナンス等で使用されるダストブロー缶製品の温室効果ガス削減
	LNG燃料船・電動式船舶の導入	農業	牛・豚・ブロイラーへのアミノ酸バランス改善飼料の給餌
	廃棄物由来燃料による化石燃料又は系統電力の代替		家畜排せつ物管理方法の変更
	ポンプ・ファン類の更新		茶園土壌への硝化抑制剤入り化学肥料又は石灰窒素を含む複合肥料の施肥
	電動式建設機械・産業車両への更新		バイオ炭の農地施用
生産設備(工作機械、プレス機械、射出成型機、ダイカストマシン、工業炉又は乾燥設備)の更新	水稲栽培における中干し期間の延長		
ドライブを支援するデジタルタコグラフ等装置の導入及び利用	廃棄物	肉用牛へのバイパスアミノ酸の給餌	
テレビジョン受信機の更新		微生物活性剤を利用した汚泥減容による、焼却処理に用いる化石燃料の削減	
自家用発電機の導入		食品廃棄物等の埋立から堆肥化への処分方法の変更	
屋上緑化による空調に用いるエネルギー消費削減		バイオ潤滑油の使用	
ハイブリッド式建設機械・産業車両への更新		森林	森林経営活動
天然ガス自動車の導入	植林活動		
印刷機の更新	再造林活動		
サーバー設備の更新			
節水型水まわり住宅設備の導入			
省エネルギー等	外部データセンターへのサーバー設備移設による空調設備の効率化		
	エコドライブ支援機能を有するカーナビゲーションシステムの導入及び利用		
	海上コンテナの陸上輸送の効率化		
	下水汚泥脱水機の更新による汚泥処理プロセスに用いる化石燃料消費削減		
	共同配送への変更		
	冷媒処理施設の導入		
	省エネルギー住宅の新築又は省エネルギー住宅への改修		
	ポルトランドセメント配合量の少ないコンクリートの使用		
	園芸用施設における炭酸ガス施用システムの導入		
	エネルギーマネジメントシステムの導入		
	非再生可能エネルギー由来水素・アンモニア燃料による化石燃料等又は系統電力の代替		
	水素燃料電池車の導入(非再生可能エネルギー由来水素利用)		

現在、70の方法論（2023年12月時点）
 ※内訳：省エネルギー等42、再生可能エネルギー11、工業プロセス5、農業6、廃棄物3、森林3

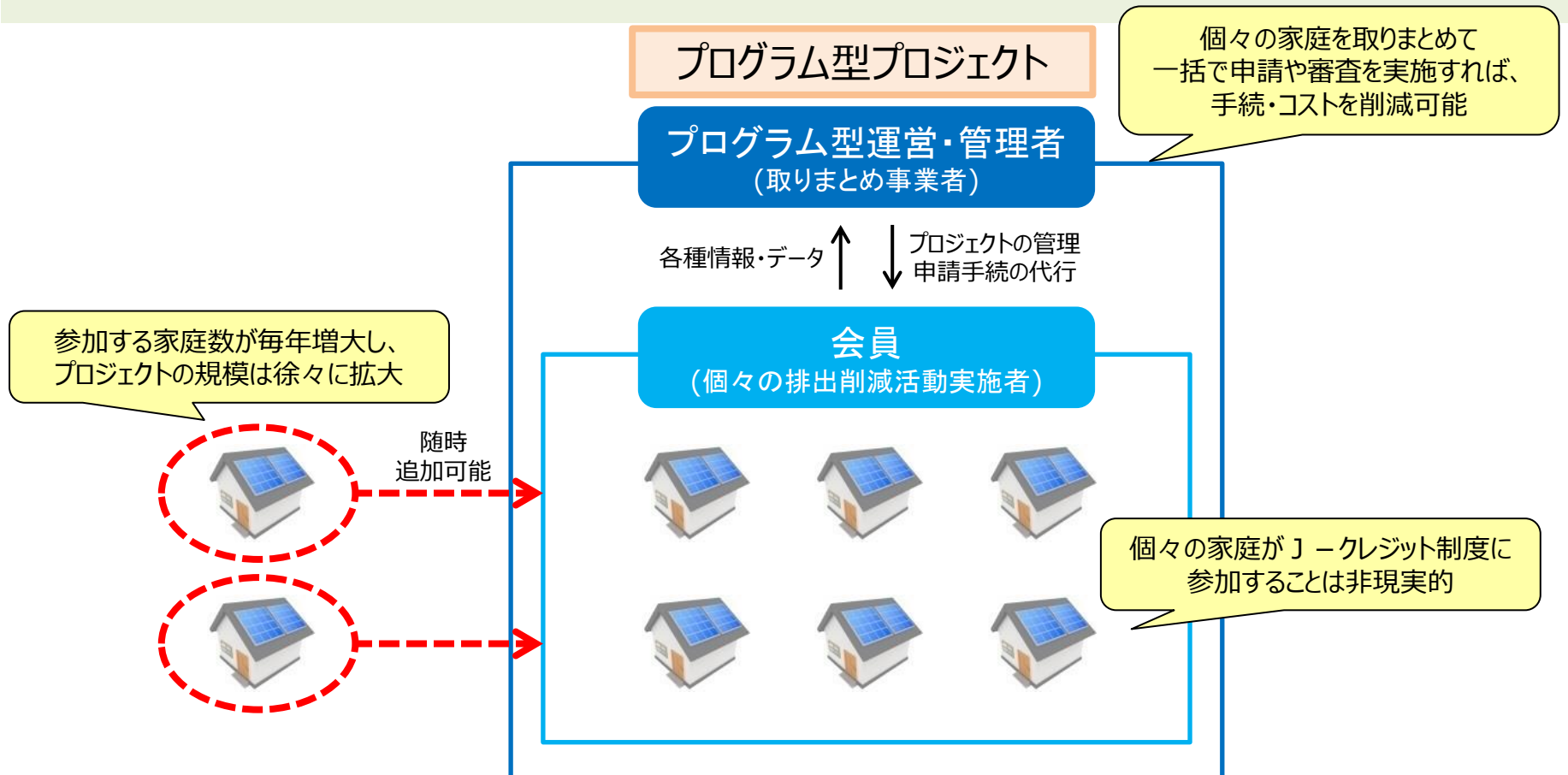
プロジェクトの形態について

- プロジェクトの登録形態は「通常型」と「プログラム型」に分かれる。
- 「プログラム型」は削減・吸収活動を随時追加することが可能。

登録形態	説明	想定されるプロジェクト登録者
通常型	<p>基本的には1つの工場・事業所等における削減活動を1つのプロジェクトとして登録する形態。 (複数の工場・事業所をまとめて1つの通常型とすることも可能であるが、登録後、新たに工場・事業所等を追加することは、原則不可)</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 工場や事業所等にて設備更新をする企業・自治体等
プログラム型	<p>家庭の屋根に太陽光発電設備を導入など、複数の削減・吸収活動を取りまとめ1つのプロジェクトとして登録する形態。以下のようなメリットがある。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 単独ではプロジェクト登録が非現実的な小規模な削減活動から、J-クレジットを創出することが可能。 ② 登録後も、削減活動を随時追加することで、プロジェクトの規模を拡大することが可能。 ③ 登録や審査等にかかる手続・コストを削減することが可能。 	<ul style="list-style-type: none"> • 燃料供給会社 • 商店街組合/農協 • 設備販売/施工会社 • 補助金交付主体 (自治体等) • 再造林活動の実施者

プログラム型 具体例：家庭用太陽光発電設備の取りまとめ

- 家庭用の太陽光発電設備等、**小規模な削減活動を取りまとめて一括でJ-クレジットを創出**することも可能。そのような形態を「**プログラム型プロジェクト**」という。メリットとしては以下があげられる。
 - ① 単独では非現実的な小規模な削減活動からJ-クレジットを創出することが可能。
 - ② 削減活動を随時追加することで、プロジェクトの規模を拡大することが可能。
 - ③ 登録や審査等にかかる手続・コストを削減することが可能。



J-クレジットの取引について

相対取引

■ 仲介事業者を利用する場合

仲介事業者を利用しない
直接の相対取引も可



仲介事業者*を介した相対取引（売買仲介）でクレジットの売買価格と売買量を決めます。

*J-クレジット・プロバイダー等

仲介事業者（J-クレジット・プロバイダー）
株式会社イトーキ
株式会社ウェストボックス
カーボンフリーコンサルティング株式会社
ブルドットグリーン株式会社
一般社団法人 more trees
Waara株式会社

■ J-クレジット制度HPを利用する場合



売りたい方と買いたい方との相対取引でクレジットの売買価格と売買量を決めます。

掲載後、6か月以上取引が成立していない場合

入札販売

J-クレジット制度HP「売り出しクレジット一覧」へ掲載後、6か月以上取引が成立していない場合、希望者は入札販売の対象となります。



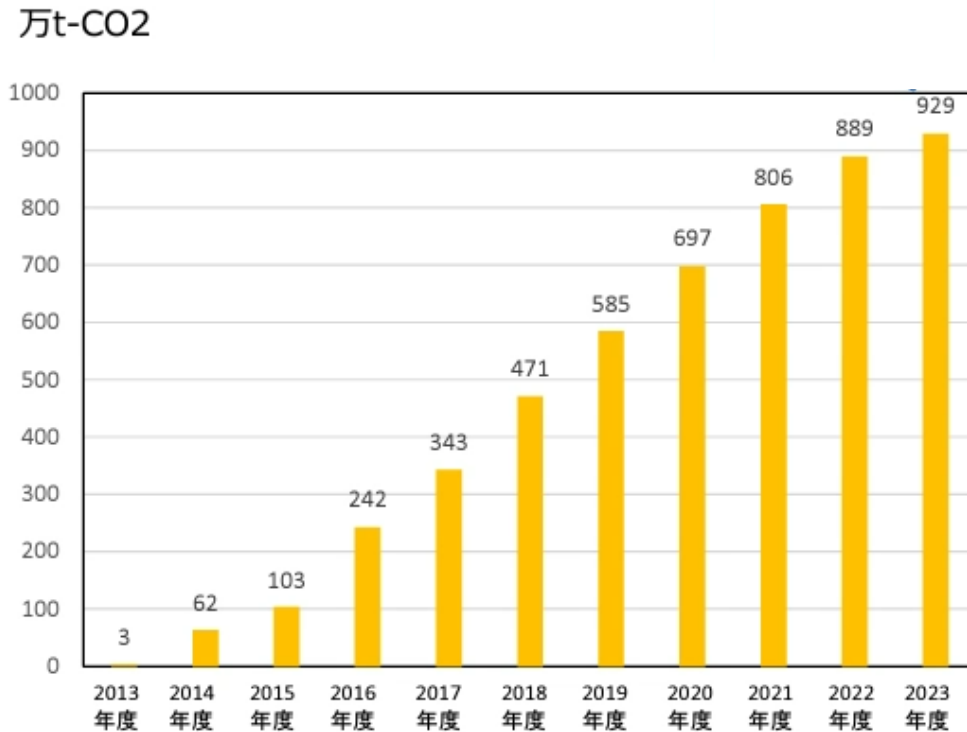
- ・クレジットの売買価格と売買量は、落札によって確定します。
- ・販売クレジットは、政府保有クレジット分を含めて実施します。

※入札販売の実施については、現在、制度事務局で検討中

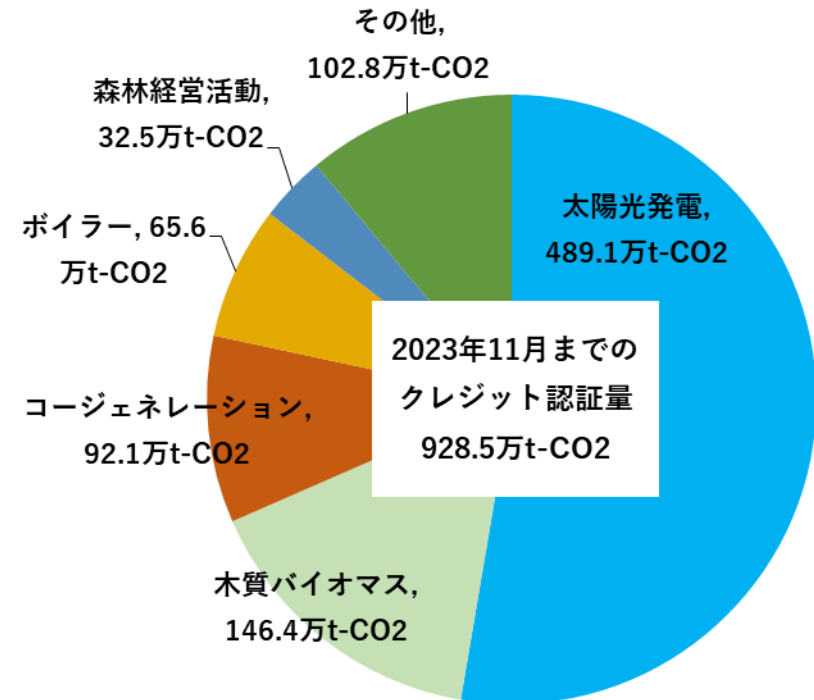
J-クレジットの登録・認証状況

- 地球温暖化対策計画において、2030年度のJ-クレジットの累積認証量に関する目標を**1500万t-CO2**と設定。
- 2023年11月時点の累積認証量は**928万t-CO2**。

クレジット認証量の推移



認証クレジットの内訳



※2023年11月16日時点の実績

- Jクレジット制度概要

- Jクレジット制度を巡る最近の動向

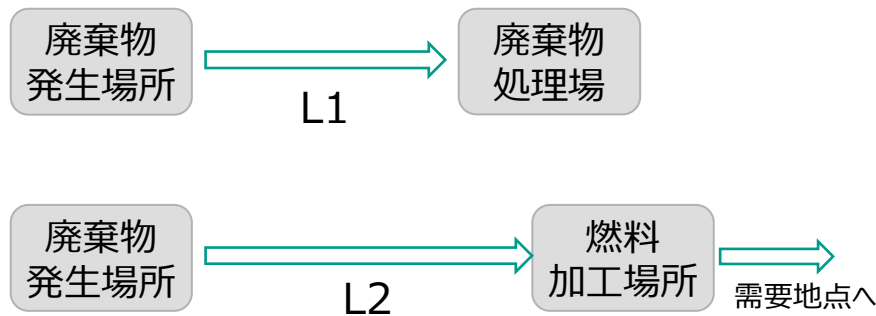
バイオマス系方法論の改定

(第32回運営委員会資料より抜粋)

- **背景**：バイオマス系方法論において、プロジェクト実施前に処理場で処理していたバイオマス原料（廃棄物等）を発生場所で燃料化することで、輸送に係る排出も削減する取り組みの相談有。
- **方針**：ベースラインの付随的排出量の項目に輸送工程を追加し、適切に算定できる場合に限り計上を認めることとしてはどうか（対象の方法論は、EN-R-001:木質バイオマス、EN-R-004：バイオ液体燃料、EN-R-005：廃棄物由来バイオマス、EN-R-007：バイオガス）。

＜原料運搬に係る付随的排出量の考え方＞

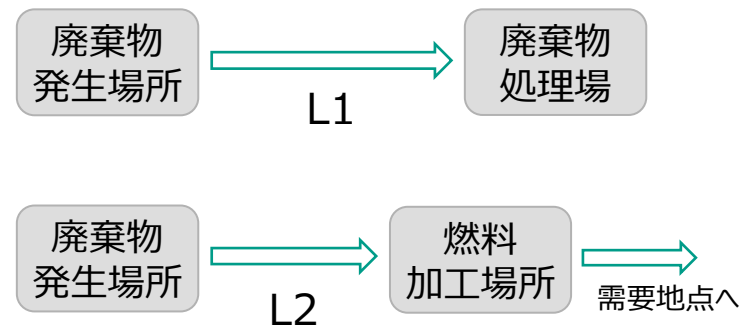
○PJ実施前後で輸送経路が**長くなる**場合



付随的排出量の算定において考慮する排出：

- “L2-L1”分の輸送に係る排出を排出削減量から減算。
- L1が特定できない場合や林地残材を使っている場合等、実態としてはL2分の輸送に係る排出を全量計上しているケースが多い。

○PJ実施前後で輸送経路が**短縮される**場合



付随的排出量の算定において考慮する排出：

- **今回の改定で追加を検討。**
- “L1-L2”分の輸送に係る排出を排出削減量から加算。
- クレジット量が増加する方向の算定であるため、L1の特定には産業廃棄物管理票等の証憑を用いて、過大評価を防止することが必要。
- L1を適切に特定できない場合にはL2分の輸送に係る排出の全量を排出削減量から減算することになる。

バイオマス固形燃料方法論等の改定（第33回運営委員会資料より抜粋）



- **背景**：バイオマス固形燃料を**セメント焼成原料**や**高炉で用いる還元剤**として利用する案件の申請有。
- **方針**：これらの取組が方法論の対象になることを、明示的に記載してはどうか。

<背景>

- 現行の方法論には、バイオマス固形燃料を上記のように利用した場合の取り扱いが明示されていない。他方で、廃棄物由来燃料方法論（EN-S-019）では以下の通り記載。
 - 高炉で用いる還元剤、コークス炉で用いる原料炭の代替物、セメント焼成原料として古紙廃プラ固形燃料の廃棄物由来燃料を利用することは、原料としての再商品化（ケミカルリサイクル）であるともいえるが、原燃料（原料であり、燃料であること）としての利用とも考えられるため、これらは本方法論の対象とする。

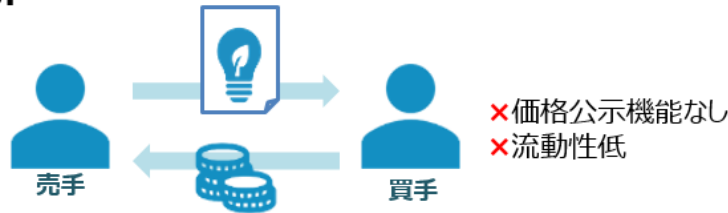
<方針>

- 第57回認証委員会にて該当事例があったことを踏まえ、方法論に明記してはどうか。
- また、木質バイオマスにおいても、同様の用途での利用があり得るので、方法論EN-R-001においても文言を追記する。

カーボン・クレジット市場の開設について

- カーボン・クレジットの活用は、炭素削減価値の移転により社会全体での費用効率的な排出削減を実現しつつ、取引価格が企業の脱炭素投資の目安として機能する点で重要。
- ただし、これまで、国内でのクレジットの売買は相対取引が主であり、流動性の低さと価格公示がされない点が課題。
- そのため、令和3年度補正予算事業において、経産省から東京証券取引所に委託し、2022年9月より国内事業者間で多く取引されているJ-クレジットを対象とした取引所取引を試行的に実施。
- 上記実証事業から得た知見と市場運営の経験を活かし、2023年10月11日より**カーボン・クレジット市場の開設及び売買を開始**。

相対取引



取引所取引 (実証)



2023/10/11にカーボン・クレジット市場を開設



(参考) カーボン・クレジット市場の動向について

- 売買が開始された2023年10月11日から11月30日までの取引結果は以下の通り。
 - 総取引量：34,665t-CO₂
 - 平均単価（加重平均）：2,381円/t-CO₂
 - 区分ごとの取引結果：下表参照

	省エネ		再エネ		森林		全体		
	約定価格 [円/t-CO ₂]	約定数量 [t-CO ₂]	約定価格 [円/t-CO ₂]	約定数量 [t-CO ₂]	約定価格 [円/t-CO ₂]	約定数量 [t-CO ₂]	約定価格 [円/t-CO ₂]	約定数量 [t-CO ₂]	取引高 [万円]
10月11日	2,850	1	3,070	3,605	8,642	83	3,195	3,689	1,179
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
11月27日	1,700	2,500	3,159	100	-	-	1,756	2,600	457
11月28日	1,697	1,500	3,100	4,010	-	-	2,718	5,510	1,498
11月29日	1,695	1,500	3,098	1,000	-	-	2,256	2,500	564
11月30日	1,697	1,000	3,100	1,601	-	-	2,561	2,601	666
合計	1,663	17,182	3,053	17,367	8,254	116	2,381	34,665	8,255

※再エネの約定価格は電力・熱の加重平均。全体の約定価格は全約定クレジットの加重平均。

GX（グリーン・トランスフォーメーション）について

GXとは

- 産業革命以来の化石エネルギー中心の産業構造・社会構造をグリーンエネルギー中心に転換する概念
- 脱炭素と産業競争力強化・経済成長の同時実現を目指す

GXを支える法体系

(2023年5月成立)

GX推進法

- GX経済移行債の発行
- 成長志向型カーボンプライシングの導入

GX脱炭素電源法

- 地域と共生した再エネの最大限の導入拡大支援
- 安全確保を大前提とした原子力の活用／廃炉の推進

GX推進戦略

(2023年7月28日閣議決定)

規制・支援一体型投資促進策

- 10年間で150兆円超の官民投資
- 政府から10年間で20兆円規模の支援
←GX経済移行債
- 環境省もGX財源を活用し、断熱窓改修、商用車電動化、地域脱炭素等を支援

成長志向型カーボンプライシング

炭素排出に値付けをし、GX関連製品・事業の付加価値向上
⇒GXに先行して取り組む事業者へのインセンティブ付与

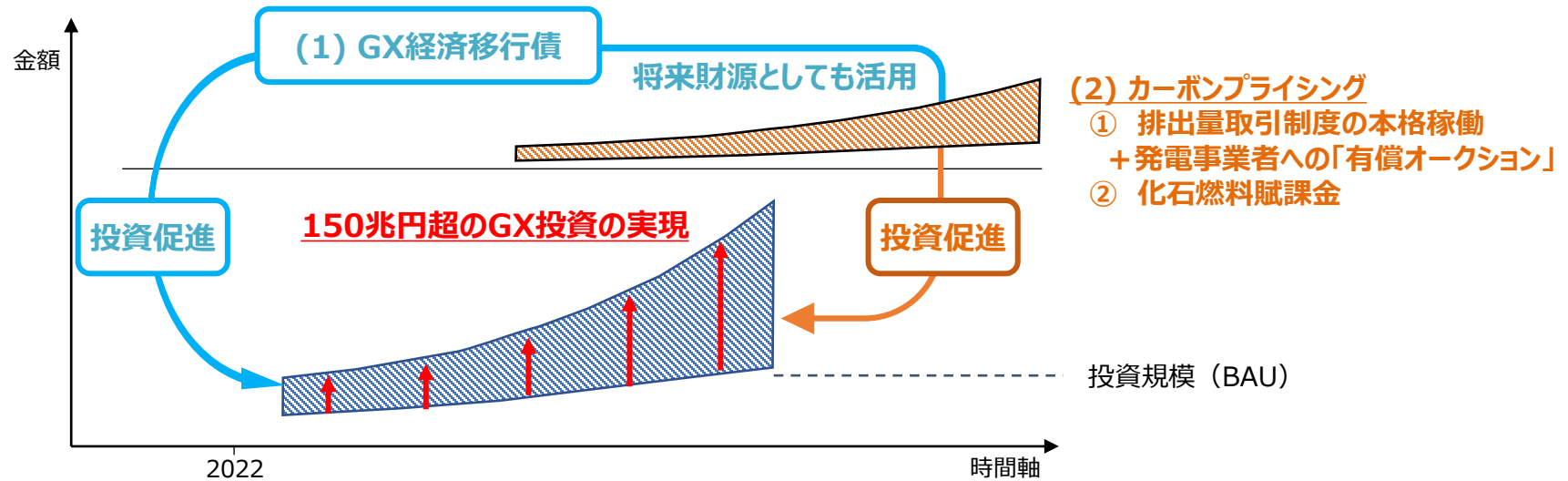
- 2026年度～ 「排出量取引制度」の本格稼働
- 2028年度～ 炭素に対する「賦課金」（化石燃料賦課金）
- 2033年度～ 排出量取引の段階的有償化（発電事業者）

GX実行会議

- 総理を議長、官房長官・GX実行推進担当大臣（経産大臣）を副議長とした会議。
- 環境大臣は外務大臣、財務大臣とともに常設の構成員として出席するほか、有識者12名も参加。
- 2022年7月以来これまで10回開催され、GXに関わる方針等を議論。

成長志向型カーボンプライシング構想

- (1) 「GX経済移行債」※を活用した**先行投資支援**（今後10年間に20兆円規模） ※ 2050年までに償還
 → エネルギーの脱炭素化、産業の構造転換等に資する革新的な研究開発・設備投資等を、複数年度にわたり支援
- (2) **カーボンプライシングによるGX投資先行インセンティブ**
- 炭素排出への値付けにより、GX関連製品・事業等の付加価値向上
 - 直ちに導入するのではなく、GXに取り組む期間を設けた後に、当初低い負担で導入し、徐々に引き上げ
 - エネルギーに係る負担の総額を中長期的に減少させていく中で導入することが基本
- ① 多排出産業等の、企業毎の状況を踏まえた野心的な削減目標に基づく「排出量取引制度」の本格稼働【2026年度～】
 + 発電事業者に、EU等と同様の「有償オークション」を段階的に導入【2033年度～】 → 電源の脱炭素化を加速
- ② **化石燃料賦課金制度の導入**【2028年度～】
 → 化石燃料ごとのCO₂排出量に応じて、輸入事業者等に賦課。
- (3) **新たな金融手法の活用** → 官民金融支援の強化、サステナブルファイナンス、トランジションへの国際理解醸成
- ⇒ これらの方針を予め示すことで、GX投資を前倒して取り組むインセンティブを付与する仕組みを創設

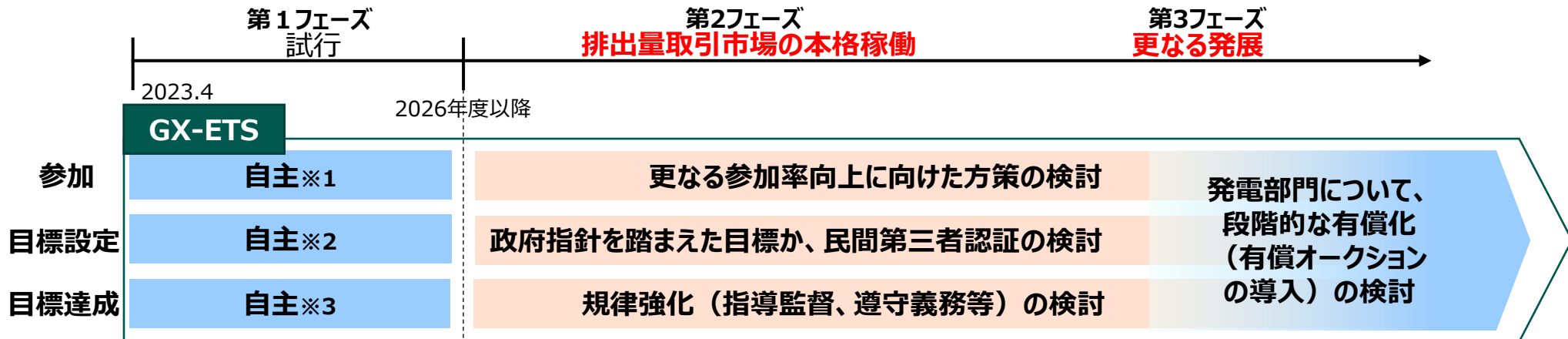


排出量取引制度（有償オークション）の道行き

- 2023年度より、**GXリーグ**の枠組みにおいて、**企業が自主設定・開示する削減目標達成に向けた排出量取引（GX-ETS）**を導入。
- 知見やノウハウの蓄積、必要なデータ収集を行い、公平性・実効性を更に高めるための措置を講じたうえで、**2026年度より、排出量取引を本格稼働**。
- 発電部門の脱炭素化の移行加速に向け、**2033年度頃から発電部門について段階的な有償化（オークション）※**を導入。

※排出量の多い電気事業法上の発電事業者に対し、CO₂排出量に応じた「排出枠」の一部又は全部を、政府からオークションで購入することを義務づける仕組み。

<GX-ETSの段階的発展のイメージ>



※1 現時点で、約570社が参画しており、そのCO₂排出量は、我が国全体の4割以上を占める。

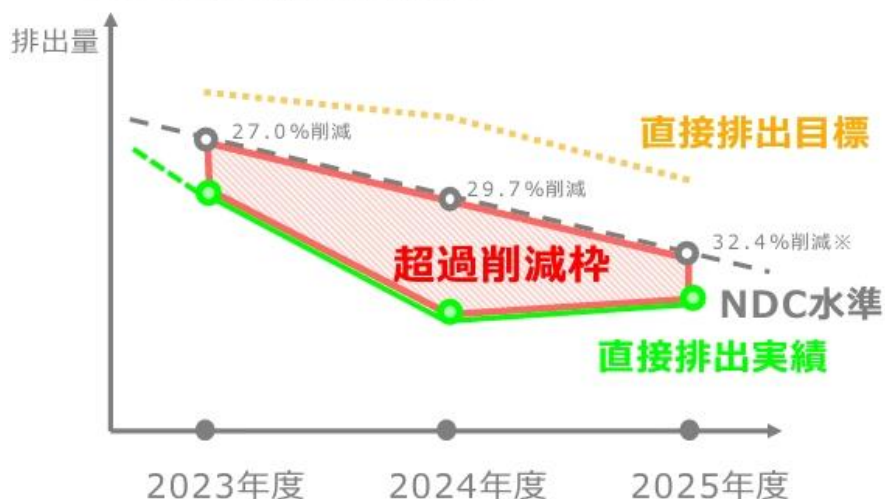
※2 2050年カーボンニュートラルと整合的な目標（2030年度及び中間目標（2025年度）時点での目標排出量）を開示

※3 目標達成に向け、排出量取引を行わない場合は、その旨公表（Comply or Explain）

- 2023年度より、GXリーグの枠組みにおいて、企業が自主設定・開示する削減目標達成に向けた排出量取引（GX-ETS）を導入。2026年度より、排出量取引を本格稼働。
- 直近年度から直接・間接排出量の総量が減少し、かつ直接排出量がNDC水準（※）を下回る場合、その分の削減価値を「超過削減枠」として売却可能。
- 目標未達の場合、超過削減枠やカーボン・クレジットの調達又は未達理由を説明。

（※）我が国のNDC：2030年度46%削減(2013年度比)に相当する直線的な削減経路。

■ 超過達成した場合



➡ 超過削減枠を創出・売却可能

※ 直接排出量が10万t-CO₂未満の企業は超過削減枠の創出不可。
 ※ 図中のNDC水準削減率は基準年を2013年度とした場合の例。

■ 未達の場合

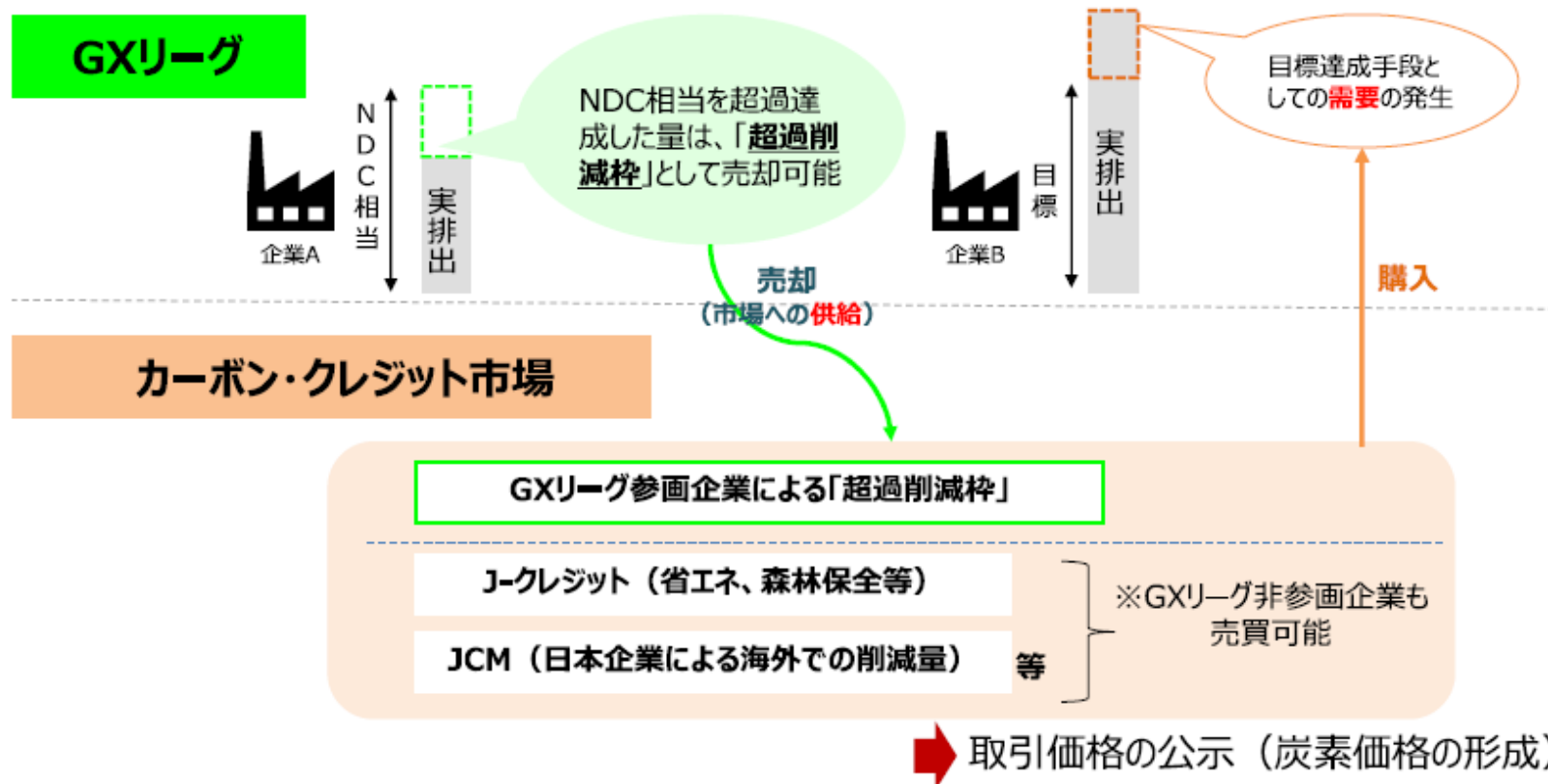


➡ 未達分の調達又は理由の説明・公表

※ NDC水準排出量と目標排出量のうち、いずれが多い方と排出量実績の差分を調達。

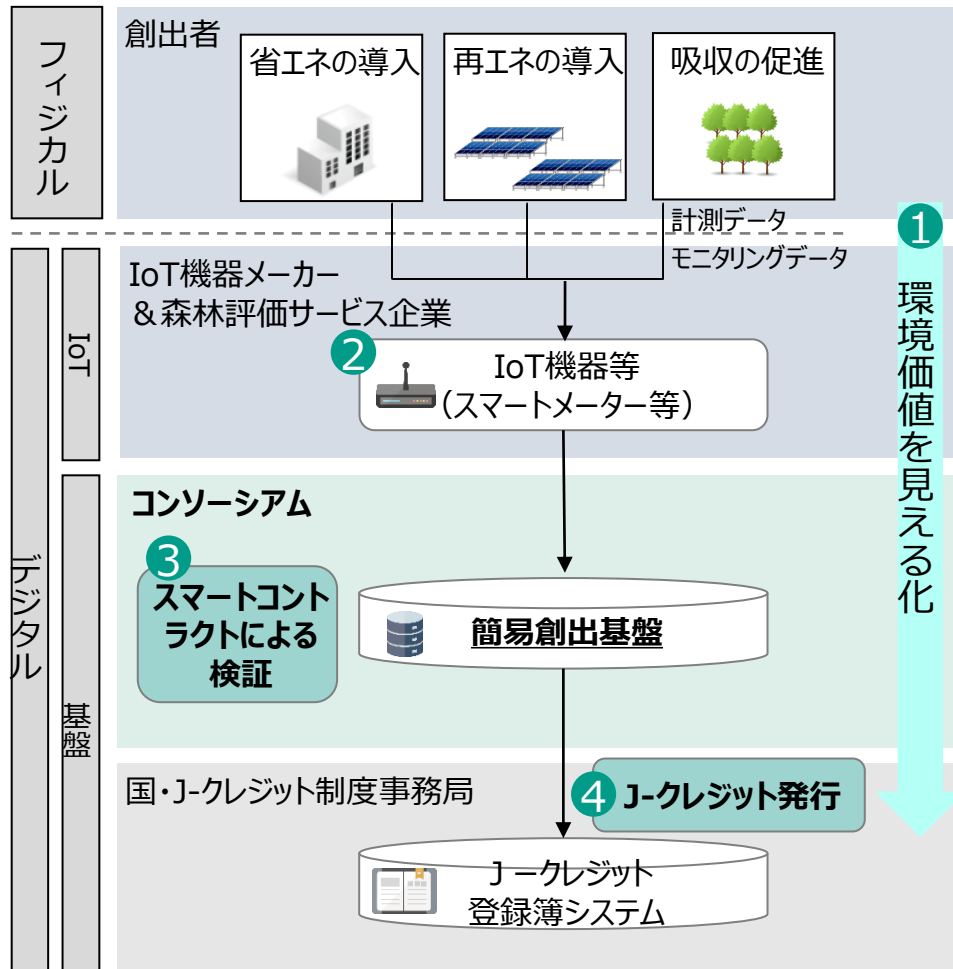
GXリーグ（排出量取引）とカーボン・クレジット市場の関係

- GXリーグでは、2023年度以降、排出量取引を試行的に開始。国の2030年度46%削減等の目標（NDC）相当の削減を実現した場合に「**超過削減枠**」が発生。
- **カーボン・クレジット市場**は、この「**超過削減枠**」に加え、J-クレジット等を取引する場。（削減目標を実現しなかった場合、企業はカーボン・クレジット市場から調達。）



ブロックチェーン技術を用いた環境価値の簡易創出基盤

- 令和5年度、技術的な難易度が低いと想定される太陽光発電を対象に、IoT・ブロックチェーン技術を用いたクレジットのモニタリング・検証の効率化の実証実験を行う（実際のクレジットの発行は行わず、制度改定の可能性に向けて実際の論点などを明らかにする目的）



1 <環境価値を簡易に創出する基盤のポイント>

- IoT機器のリアルタイムのモニタリングによる適切なクレジットの創出（価値の質≒費用対効果の変革）
- スマートコントラクトによるクレジットの簡易創出（価値の量≒クレジット量の変革）

<太陽光発電へのIoT・ブロックチェーン技術の活用>

- スマートメーター等のIoT機器で太陽光パネルによる発電量等のモニタリングデータを収集する
- スマートコントラクトとブロックチェーンによりモニタリングデータの検証を行う
- 簡易創出基盤は検証結果をJ-クレジット登録簿システムへ連携し、J-クレジットが発行される

簡易創出基盤の実証業務の推進スケジュール

- 計画と論点整理が完了し、現在は各社にてシステムの開発を実施中であり、概ねスケジュールどおりに進行中

■ : 完了 ■ : 未完了

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1. 連携実証の計画と論点整理	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
➢ 1-1 : 実証に係る論点の整理	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
➢ 1-2 : 検証方法・API連携項目の整理	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
➢ 1-3 : 実証項目一覧の更新	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
➢ 1-4 : 実証計画書の作成	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
➢ 1-5 : 登録簿システム接続仕様決定	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
➢ 1-6 : 簡易創出基盤のシステム設計	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
2. 実証実施	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
➢ 2-1 : 実証支援	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
➢ 2-2 : 開発	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
➢ 2-3 : 実証	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
3. 実運用に向けた最終調整	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
➢ 3-1 : 制度文書改訂案の検討	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
➢ 3-2 : 登録簿システム改修案の検討	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
➢ 3-3 : 制度文書改訂案の作成	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
➢ 3-4 : 登録簿システム改修案の作成	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■

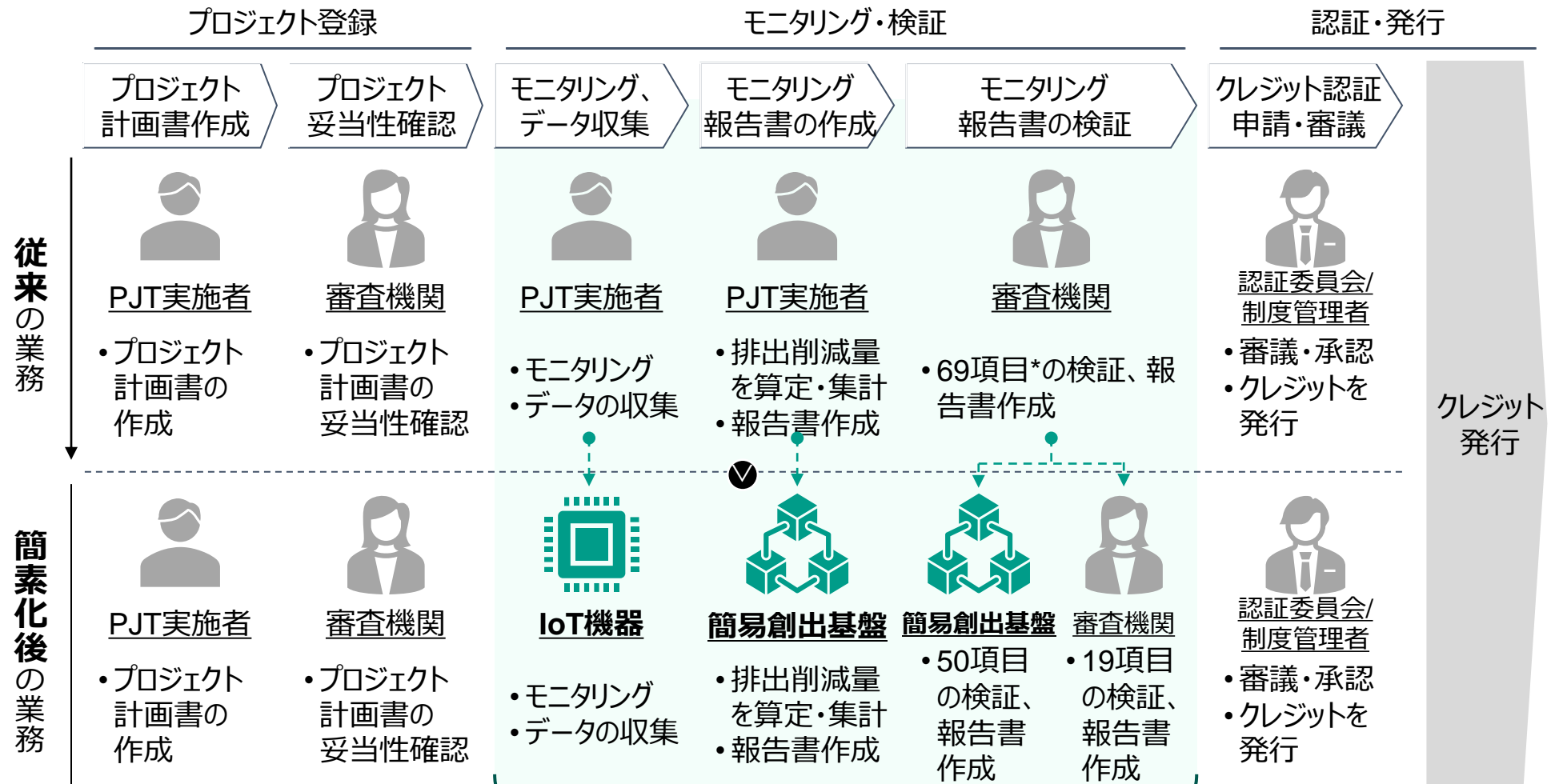
実証計画の策定とシステム設計が完了

各実証協力者にて簡易創出基盤を開発

実証結果を受けて制度改定案等を作成予定

簡易創出基盤の構築による業務の変化

- 簡易創出基盤の構築により、**モニタリング・検証段階での人手対応が必要な項目を減少させることが可能**
- 実施に当たっては、実施要綱等の改訂が必要



* 太陽光方法論の場合

簡素化に当たり、実施要綱等の改訂が必要

カーボン・オフセット指針及びオフセットガイドラインの改訂について

- 「カーボン・オフセット」とは、市民、企業等が、**自らの温室効果ガスの排出量を認識し、主体的にこれを削減する努力を行うとともに、削減が困難な部分の排出量について、排出削減・吸収量（クレジット）の購入や、他の場所で排出削減・吸収を実現するプロジェクトや活動の実施等により、排出量の全部又は一部を埋め合わせる**という考え方。
- 2023年12月より、国内で信頼性の確保されたカーボン・オフセットの取組を促進するため、国内でのオフセット取組の状況、オフセットに関連する国際動向やガイドライン策定、文書の分かりやすさ等の観点から、『我が国における**カーボン・オフセットのあり方について（指針）**』及び『**カーボン・オフセットガイドライン**』の改訂を行う**検討会※**を立ち上げ。
- 検討会では、以下の観点から改訂方針について審議し、令和5年度中の改訂を目指す。
 - ① オフセットに関する**定義・意義・要件等の修正**（考え方や整理方法の根幹部分）
 - ② クレジット種別、算定等の参照資料、認証の仕組み等の**最新情報への更新**
 - ③ 利用者目線での**分かりやすさの改善**

※2023/12/27に第1回検討会を実施。構成委員は以下の通り（敬称略）

https://www.env.go.jp/earth/ondanka/mechanism/page_01180.html

（座長）有村 俊秀 早稲田大学政治経済学術院 教授
 深津 学治 グリーン購入ネットワーク 事務局長
 深津 功二 TMI総合法律事務所 パートナー・弁護士
 二宮 康司 （一財）日本エネルギー経済研究所 クリーンエネルギーユニット
 再生可能エネルギーグループ グループマネージャー・研究主幹
 三宅 香 三井住友信託銀行株式会社 ESGソリューション企画推進部 フェロー役員

